

細則(8)

「自然と文化科」代表候補 選出手順

「科代表候補選出」の手続きは、以下の手順によるものとする。

<選挙管理委員>

1. 運営委員会は、11月に開催される委員会において選挙管理委員1名を指名する。
2. 選挙管理委員は、代表候補選出のための選挙が行なわれる月日を、少なくとも選挙の20日前までに全科員に告知する。代表候補選出のための選挙は、12月の全体会議で行う。
3. 選挙管理委員は、12月の全体会議において、自薦または推薦による候補者の募集要領を発表する。

<立候補と推薦>

※12月の班会議において代表候補者を決定する。

4. 自薦の立候補者は、班会議において立候補の意思を班員に告知する。自薦の立候補者が一人の場合は、該当班はその自薦立候補者を承認し、班の推薦候補者とする。立候補者が複数名の場合は、無記名投票選挙を行って班の推薦候補者を決定する。
5. 自薦の立候補者がいない場合は、班会議において、
 - イ、全科員のなかから、班ごとに候補者1名を選び、推薦する。
 - ロ、候補者の選出方法(無記名投票選挙、討議して選出など)は各班に一任する。
6. 各班の被推薦候補者が決まったら、選挙管理委員は12月の各種会議後に全体会議を招集し、推薦候補者を出席科員に発表し、以下の最終選出の手続きを行なう

<最終選出>

7. 代表候補の最終選出は、12月の全体会議において以下の方法により決定する。
 - イ、候補者が複数の場合は、無記名投票選挙により最終決定する。
 - ロ、各班の被推薦候補者が同一人1名になった場合は信任投票を行なう。信任の可否は無記名投票選挙または出席者の過半数の賛成により決定する。
 - ハ、(ロ)において不信任となった場合は、再度班会議を行ない、別の候補者を選出する。その後、上記(イ)・(ロ)の手続きを行ない最終決定する

<その他>

8. 代表候補選出当日に欠席した科員は、選出の意思を選挙管理委員に一任したものとみなすこととする。
9. 立候補者・被推薦候補者は、以下の要件に合致したものに限る。
 - ・翌年4月1日現在当科に籍を置く、役員通算任期が8年未満の科員
10. 代表の正式な選任は、「自然と文化科」規約に従い総会において行う。

この規定は2021年10月15日より適用する。